

セレスひまわり会専用定期貯金規定

1. (預入資格)

セレスひまわり会専用定期貯金(以下「この貯金」といいます。)は、以下に定めるお客様に限りお預け入れできます。

国民年金、国民年金基金、厚生年金、厚生年金基金、共済年金、農業者年金(以下あわせて「公的年金」といいます。)の受取りを当組合ですでに開始されているお客さま、もしくは公的年金の受取指定を当組合へ変更されるお客さま。

ただし、諸事情により、公的年金の受取りが全額停止されるなど、公的年金の受取りが当組合の受取口座で確認できない場合には、お預け入れの対象となりません。

2. (取扱店舗)

この貯金のお預け入れおよびお支払いは、公的年金の受取りを指定している店舗に限ります。

3. (お預け入れ限度額)

預入資格のあるお客さま1人につき「JAマル得定期貯金」と併せて500万円を限度とします。

4. (お預け入れ貯金種類および貯金名義)

この貯金は期間1年のスーパー定期貯金(以下「スーパー定期1年もの」といいます。)とします。なお、この貯金は公的年金の受取りをされているお客さまの名義に限ります。

5. (少額貯蓄非課税制度(マル優)の利用)

この貯金は少額貯蓄非課税制度(マル優)を利用することができます。

但し、350万円を超える金額に対しては分離課税扱いとします。

6. (適用利率)

(1)この貯金は預入期間を通じて公的年金を当組合で受取る場合、この貯金は預入日のスーパー定期1年ものの店頭表示利率に当組合所定の利率を上乗せした利率を約定利率とします。

(2)当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算し、この貯金とともに支払います。

① 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金の利率

② 6か月以上1年未満 …………… 前記6の(1)の約定利率×50%

7. (自動継続後の適用利率)

自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期貯金1年ものの店頭表示利率に当組合所定の利率を上乗せした利率を適用します。ただし、継続日において当組合で公的年金の受取りを確認できないときは、継続日におけるスーパー定期貯金1年ものの店頭表示利率を適用します。

8. (預入期間を通じて公的年金の受取りがされない場合の対応)

(1)通帳・証書記載の利率にかかわらず、預入日当日のスーパー定期1年ものの当該貯金金額に対応する店頭表示利率を、通知することなく預入日にさかのぼって適用する場合があります。

(2)当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合の期限前解約利率の計算に用いる約定利率についても前記8の(1)によるものとします。

9. (その他)

この規定に定めのない事項については、別途定めるスーパー定期貯金規定により取扱います。

以上
(平成29年4月3日現在)